

京都宿泊所企画事業参加助成事業

1 目的

組合員及びその被扶養者の健康保持・増進を目的とし、京都宿泊所が企画する事業に参加した場合に一定額を助成します。

2 対象者

公立学校共済組合京都支部に所属する組合員（任意継続組合員を含む。）及び支部で認定した被扶養者。

ただし、事業参加後の申込みの場合は対象となりません。

3 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

4 助成対象事業

次の企画事業に参加した場合に助成を行います（組合員及び被扶養者のみ助成）。

(1) 料理長特別メニュー

- ・地産地消をテーマに料理長が季節に応じた企画料理を提供します。
- ・（一社）京都府教職員互助組合の長期勤続者福利事業補助金対象事業と併用できます。

(2) 期間限定メニュー

- ・季節に応じた企画料理を提供します。

5 助成額等

料理長特別メニュー又は期間限定メニューに参加した場合、料理代金の半額を助成します。（上限2,000円）

6 利用手続

(1) 料理長特別メニューの場合は、予約時に代表者が参加者の「宿泊等利用補助券(宴会食事)」(以下「利用補助券」という。)を取りまとめ、提出します。

(2) 期間限定メニューの場合は、参加時に①組合員証の提示と②利用補助券を提出します。

詳細については、直接、京都宿泊所までお問い合わせください。

予約・問い合わせ 京都宿泊所 (075-414-9800)

※ 利用補助券は京都支部ホームページの宿泊等利用補助券発行フォームから印刷の上、必要事項を記入してください。

(利用補助券発行フォームの掲載場所：<https://www.kouritu.or.jp/kyoto/>)

▶ 京都支部トップページ > ログイン 組合員専用ページ > 宿泊等利用補助券発行フォーム

※ 利用補助券発行に係る詳細は、支部ホームページに掲示している使用マニュアルを参照してください。

※ 組合員及び被扶養者それぞれ1名につき1枚の発行が必要です。

※ 任意継続組合員、新たに組合員資格を取得した直後の方は、発行フォームから利用補助券を発行できませんので、利用補助券の用紙をダウンロード又はコピーし、必要事項をもれなく記入してください。

7 助成方法

参加した組合員等は、参加費から助成額を差し引いた額を京都宿泊所にお支払いください。（助成額は、直接当支部から京都宿泊所に支払います。）

8 その他（注意点）

- ・利用補助券は、必ず利用する人数分(被扶養者を含む。)の枚数を提出してください。
- ・対象者以外の者が助成を受けることのないようにしてください。対象者以外の者が助

成を受けた場合には、助成額相当額を請求します。

- ・利用補助券の記載には、鉛筆やこすると文字が消えるボールペンなどを使用しないでください。